第6章 文化財の保存及び活用に関する事項

(1) 松江市全体にわたる方針

①文化財保存活用の現状と今後の方針

平成 30 年 10 月 15 日現在の松江市の指定文化財件数は、国指定 59 件(うち国宝 2 件)、県指定 76 件、市指定 109 件の計 244 件、登録有形文化財 35 件である。

(国指定)

国宝 2 件 (建造物 2 件)、重要文化財 24 件 (建造物 5 件、絵画 1 件、彫刻 8 件、工芸品 5 件、考古資料 5 件)、重要有形民俗文化財 3 件、重要無形民俗文化財 1 件、記念物 29 件(史跡 22 件、名勝 1 件、史跡及び名勝 1 件、名勝及び天然記念物 1 件、天然記念物 3 件、特別天然記念物 1 件)、および登録有形文化財 35 件。

(県指定)

有形文化財 52 件(建造物 6 件、絵画 13 件、彫刻 5 件、工芸品 13 件、書跡 4 件、古文書 5 件、考古資料 6 件)、無形文化財 2 件(工芸技術 2 件)、有形民俗文化財 2 件、史跡名勝天然記念物 20 件(史跡 18 件、天然記念物 2 件)。

(市指定)

市指定文化財 109 件(建造物 12 件、絵画 6 件、彫刻 10 件、工芸品 14 件、 書跡 1 件、古文書 13 件、考古資料 9 件、歷史資料 10 件、有形民俗文化財 5 件、無形民俗文化財 2 件、史跡 10 件、名勝 2 件、天然記念物 15 件)。

これらの文化財を後世に伝え未来へ生かすためには、これを適切に保存することが必要である。そのため、個々の文化財や文化遺産を単体として点的にとらえるだけでなく、周辺環境等も含めた面的な広がりの中でとらえ、その価値をより的確に把握・評価しながら保存を図っていく。

特に文化財は、所在する地域の文化と密接な関連を有するものであることから、松江市では、地域文化の向上発展や個性ある地域づくりのために当該区域内に存在するあらゆる文化財に関し適切な保存・活用に努めていく。

また、松江市域は長い歴史に育まれた地域であり、有形・無形の文化財が多数存在している。これらの中には、これまで必ずしもその価値が認識されず、都市化の進展、生活様式の変化等によって失われつつある貴重なものも少なくない。文化財は、長い歴史の中で守り伝えられた貴重なものであるとともに、松江の歴史や文化を理解する上で不可欠なものであり、未来の松江の文化の向上と発展の基礎をなすものである。こうした地域に根ざした文化財については、改めて価値を見出していくとともに、地域の財産として継承する取組の一層の充実を図っていく。

このため、これまで文化財の継続的な調査に取り組み、松江市文化財保護条例により、文化財指定などをおこない、その保護を図るとともに、さまざまな機会を設けて文化財の啓発活動、公開促進にも努めてきた。今後も、条件が整ったものから順次文化財指定を行って、保護に努めていく。加えて、

平成 20 年度からは歴史史料の網羅的な調査を行う新松江市史の編纂が始まっており、今後とも松江藩関係史料をはじめ、文化財の継続的な調査、啓発活動、公開活動を進めていく。

保存活用計画については平成5年に「史跡松江城環境整備指針」を、平成12年に「史跡松江藩主松平家墓所保存管理計画」を、平成26年に「重要文化財松江城天守保存活用計画」を、平成29年に「史跡松江城保存活用計画」、「史跡及び名勝菅田庵保存活用計画」をそれぞれ定めている。保存活用計画などを定めていない国指定文化財については、今後、計画の策定を進めていきながら、保存に影響を及ぼす行為などに対し、文化財保護法に基づく現状変更許可など許可制による行為の制限を行うとともに、文化庁からの指導と助言を踏まえ、保存修理や整備を行っている。また、県指定文化財については、島根県の指導の下で、市指定文化財については、松江市文化財保護条例に基づいてそれぞれ保護に努めているところである。なお、国・県・市指定文化財ともに、補助金交付要綱に基づき松江市から財政支援(補助金)を行っている。

今後は、松江の歴史・文化的なまちなみを維持・向上させながら残していくことを目指し、これまでの指定文化財の保存・活用の取組みに加えて、松江の歴史的風致を形成する上で重要な要素となっている建造物についても積極的に価値付けを行い、歴史的風致形成建造物に指定することなどにより、建造物とその周辺が良好に保全・管理されるように取組みを進めていく。

さらに、建造物と一体となって松江らしい風情・まちなみを形成している祭礼・行事などの人々の活動についても、その保存・継承を積極的に支援していく。なお、祭礼・行事の後継者不足の問題については、松江市の公民館で実施されている各種地域づくり、人づくりの講座や活動の中に親子ボランティア教室などを位置づけながら、地域の文化財は地域で守るという文化財愛護の機運を醸成していく。また、これらの活動を誇りとやる気を持って継続できるよう、広く内外に周知し、顕彰の場を設けるなどして活動を積極的に支援していく。

②文化財の修理に関する方針

文化財修理は、伝えるべき情報を正しく未来へと引き継ぐことに主眼がある。修理にあたっては、旧状に復するとともに、解体修理などの場合は、詳細調査及び史料調査などを実施し、新たな知見に基づく文化財の価値の再評価に努めるものとする。

これまでの取り組みとしては、史跡松江城の石垣修理や環境整備をはじめ、 平成 20 年度には史跡松江藩主松平家墓所内の、県指定有形文化財(建造物) 高真院(松平直政)廟門、平成 21 年度には県指定有形文化財(建造物)大 圓庵(松平治郷:号不昧)廟門の保存修理を行った。これらの保存修理事業 については、「保存管理計画」の見直しを図り、新たな策定の検討も行って、 計画的に適切な整備を図っていく。 このように指定文化財については、「保存活用計画」の策定も視野に入れて、法令を遵守しながら条例・規則の制定などの法的環境を整えた上で文化庁や県などの関係機関と連携を図り、財政支援(補助金)を行い、適宜専門家の指導を受けながら修理を行っていく。さらに、指定文化財以外でも、松江の歴史的風致を形成する歴史的風致形成建造物に指定するものについては、保存・活用のための修理に必要な支援を行っていく。

③文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

松江開府以来 400 年経過した今日、史跡松江城の東側隣接地に、平成 23 年春松江歴史館を開館させた。この施設建設の目的は、先人が築いてきた松江の歴史と文化を学ぶことにより、私たちの暮らしのあり方を改めて見つめ直し、その経験と知恵を活かして豊かな市民生活のあるべき姿を展望することにある。そのため松江歴史館内に市指定文化財(建造物)松江藩家老朝日家長屋を修理復元し、体験学習施設「江戸時代の暮らし指南所」として活用できるよう整備した。このように松江歴史館は、児童・生徒の歴史体験の拠点として、また市民の生涯学習活動の場として、さらに来訪する観光客にとっては総合的なガイダンスセンターとしての役割をはたし、併せて中心市街地の活性化に寄与する役割も持つものである。

また、この松江歴史館とは距離を隔てているが、玉湯町には、松江藩主の逗留所である「御茶屋」が存在したことが知られていた。この区域は史跡出雲玉作跡に隣接していることから、平成 16 年度に追加指定を行ったが、史跡整備のため平成 18、21 年度に発掘調査した結果、近世の礎石群や半地下式の浴室、苑池などの御茶屋遺構が良好な形で検出された。そのため、この遺構を生かして整備することが決定し、文化庁や島根県文化財課の指導のもと、御茶屋の建物等が復元的に整備されることとなり、平成 23 年度までに御茶屋建物や浴室、苑池の建築整備、および西側の広場部分の整備が完了した。これらの復元風施設は、「玉の製作と禊」という玉作遺跡と温泉の関係を学習することができるだけでなく、代々藩主がどのように休暇を過ごしたかを知ることができる施設として活用されている。

これらの整備事業は、近世が中心になっているが、古代以降の史跡も含め、 これらを有効に保存・活用できるよう以下の通り整備していく。

- 1) 所在を示す公共サインは文化財の場所や内容が容易に理解できるよう、整備に努めていく。
- 2) 文化財をスポットではなく、歴史的なまちなみの中で一連のものとして捉えるために、点在する文化財を関連付けながら結んでいくルートを設定する。
- 3) 市内所在の博物館などの関係施設については、人的交流を定期的に行い企画提携や収蔵物の相互活用などネットワーク化を図り連携を深めることで、市民や観光客に松江の歴史・文化をより魅力的に情報提供できるような仕組みを考える。

④文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は多様な要素に囲まれているが、人々の生活環境が大きく変わっていく中で、その変化は文化財に大きな影響を与えている。そのため、文化財の価値や魅力が大きく損なわれないよう周辺環境の保全に努めていく。

都市計画法や景観法に基づく規制・誘導や、外観修景補助金の拡充など積極的な支援による誘導を効果的に活用するものとする。

また、歴史的なまちなみを形成している歴史的建造物のうち指定文化財以外のものについて、実態の把握を行った上で、所有者との協働によって適切に保全継承するための施策を進める。

さらに、道路、河川などについても、景観法に基づく景観重要公共施設に 指定するなど文化財と一体となってその価値や魅力を高める整備に努めて いく。

⑤文化財の防災に関する方針

指定文化財(建造物)については、自動火災報知機、消火器具(放水銃等)などの消防設備の設置及び定期点検のために財政支援を行い、火災などによる被害を最小限にできるよう努めている。また、文化財防火パトロールを実施し、市職員と消防署署員がともに現地を訪れて防火点検を行い、不備な点の改善を所有者に指導するとともに、地元消防団、自主消防隊などによる防火、放水訓練も実施している。今後は、指定文化財に加えて歴史的風致形成建造物についても、これらの必要な防災対策を順次とっていく。さらに、近年頻発する文化財の盗難事件を防止するため、所有者に機械警備システムの導入を指導したり、文化財所在マップをもとに、警察署に巡回を依頼するなど防犯対策にも努める。

⑥文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

現在、文化財の普及・啓発活動として、地域の市内全公民館を対象とした「公民館出前講座」、市内全小・中学校を対象とした「子ども文化財探検隊」などを実施し、地域の歴史や文化の理解を深める取組みを行っている。

さらに、平成 23 年春に開館した松江歴史館では、松江藩に関係する美術工芸品や古文書を中心に文化財の展示公開を行っている。基本展示室では「近世松江の歴史」の常設展を、企画展示室では埋蔵文化財や松江藩関係の資料を中心にした企画展示を行うなど、松江の歴史・文化を幅広く学べる施設として機能させていく。

また、現在は史跡等の文化財のガイダンス機能として、風土記の丘エリアを中心とした「出雲国まほろばガイドの会」や史跡田和山遺跡の「田和山サポートクラブ」、城下町地区を中心とした「観光ボランティアガイド」の取組みがあり、松江歴史館でもボランティアガイドを発足させている。

このように、各種市民ボランティア活動を推進することで、「地域の文化財

は地域住民が守り・伝えていく」という文化財保存・継承の意識を育んでいくことが重要であり、ガイダンス研修などの機会を確保するなど、民間団体・市民と行政が一体となって松江の文化財の普及・啓発に取り組んでいけるような体制を整え、これらの団体が、今後継続的に活動できるよう側面的支援を行っていく。

その他、松江市は、平成 17 年度から、読みやすい読み物として「松江市 ふるさと文庫シリーズ」を、専門的な内容で研究者向きに「松江市歴史叢書」をそれぞれ出版している。「ふるさと文庫」については、平成 30 年度までに、23 冊を、「歴史叢書」は、12 冊を刊行した。これらは、市史編纂事業がスタートした平成 20 年度からは、調査研究成果を広く公開する目的で、市民向けに編集し出版することとしていて、今後も継続的に出版していく予定である。

市史編纂事業については、平成 20 年度に基本計画を策定し、その計画に則り実施していくこととしている。それによれば、平成 31 年度までに史料編 11 巻、通史編 5 巻、別編 2 巻(「松江城」「民俗編」)を編集・執筆・出版する。平成 30 年度までに史料編「近世 I」、「考古資料」、「古代・中世 I」、「近世 II」、「中世 II」、「絵図・地図」、「近世 III」、「近世 IV」、「近現代 I」、通史編「自然環境・原始・古代」、「中世」、「近世 I」および別編「民俗」、「松江城」を出版した。

⑦埋蔵文化財の取扱いに関する方針

松江市内には 2,322 件 (平成 30 年 12 月 28 日現在)の「埋蔵文化財包蔵地」が存在し、文化財保護法に基づく保護を図るために、遺跡分布地図を作成し周知を図っている。

周知の埋蔵文化財包蔵地に関しては、常に現況を把握するとともに、その範囲や実態の解明にも努める。開発等にあたっては庁内の開発部局や開発指導部局、また民間の開発事業者等に事前に協議を行うように指導し、島根県教育委員会とも連携を取りながら、計画変更によって包蔵地を回避し、地下保存などの措置を講じ保護に努めるほか、やむを得ない場合は、記録保存対応についても速やかに実施していく。

周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しない地区についても、分布・試掘調査を 積極的に行って包蔵地の把握に努め、包蔵地としての価値が認められるもの については随時遺跡台帳に登載していく。

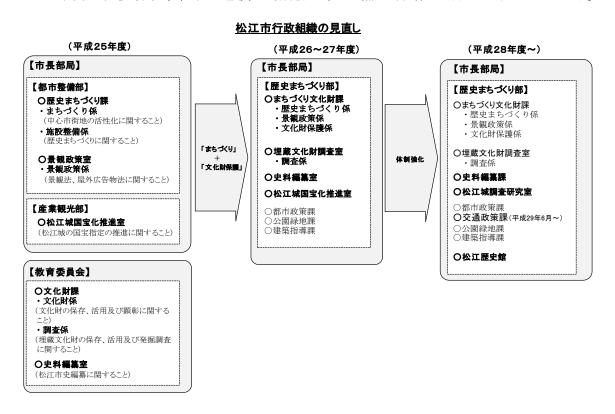
近世の遺跡については、近年市街地を中心として城下町遺跡が地下に残っている事が確認されている。近世の松江を解明する上で重要であることから、島根県教育委員会と連携しながら開発者や住民の理解を求めながらその取り扱いについて検討し、発掘調査の実施を含め適切な保存措置をとっていく。

⑧文化財の保存・活用に係る歴史まちづくり部の体制と今後の方針

文化財の保存・活用に関する事業は、平成25年度までは教育委員会事務

局で行っていたが、平成 26 年 4 月の組織見直しにより、文化財保護と歴史 まちづくりを一体的に推進するために、教育委員会の文化財保護部門と都市 整備部の歴史まちづくり部門を統合して「歴史まちづくり部」が創設された。

また平成 28 年 4 月の組織見直しにより、今後さらに歴史史料の調査研究や歴史的資産の保存・活用を進めるための体制強化を行った。今後は歴史まちづくり部が中心となって、産業経済部、観光振興部とも連携を図り、文化財を適切に保護活用する事業を進めていく。その事業の推進にあたっては、松江市文化財保護審議会に諮るとともに「松江市文化財保護条例」に基づいた上で島根県教育委員会と連携・協議し、整備・保存・活用を図っていく。



なお、松江市文化財保護審議会は、美術工芸 5 名、考古 2 名、建造物 2 名、 歴史 3 名、天然記念物 2 名、民俗 1 名の合計 15 名で構成されている。

⑨文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO 等各種団体の状況及び今後 の体制整備の方針

松江市では、概ね小学校区を単位として公設自主運営型の公民館が設置されており、各種講座の開催のほかに、地域づくり、人づくり活動が積極的に展開されている。各公民館では地域の歴史を学ぶ活動も積極的に取り組まれており、地域の文化財を活用した事業も多くみられる。その中でも、平成22年度からは「わがまち自慢発掘プロジェクト」(市補助事業)として、地域ごとに歴史・文化的価値の高いものを中心に「地域のお宝」として選抜し、それらをつなぐ"まち歩きルートマップ"を作成する取組みや、地名、町(丁)名の由来などを示す案内板の充実を行うなど、市民の間には地域における歴

史・文化的な財産を活用して観光やまちづくりに活かそうとする気運が高まってきている。更にこうした機運の上に住民発意による提案事業にも取り組み、地域ごとに歴史的特色を活かしたまちづくり計画の策定や計画の実現について官民協働で取り組むなど、都市計画部とも連携して、地域住民の歴史・文化のまちづくりの取組みを行政が支えていく体制を構築していく。

また、史跡の管理や活用に当たっては、地元団体の愛護活動としておこなわれる場合もあり、田和山遺跡、出雲国府跡、大庭鶏塚、金山(坂口)要害山城、伊志見一里塚などでは地域の住民団体が史跡の管理に協力している。例えば、史跡「田和山遺跡」では、「田和山サポートクラブ」と「里山を育てる会」とが、田和山遺跡に関わる講演会、遺跡頂上で観月会、楽器の演奏会を開催するなど遺跡を活用したイベントが毎月のように賑やかに開催されている。このような、地域の文化財の保存・活用に携わる NPO 等の各種団体には今後も活動の助成や情報提供を行いながら、連携・協力体制をより一層強化していく。

(2) 重点区域に関する具体的な計画

①文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

まず、箇条書きにまとめてみると以下の通りである。

- A) 指定文化財は、引き続き適切に保存管理するとともに、積極的に活用を 図っていく。
- B) 指定文化財などの活用については、一般公開されていない文化財を、期間を限定するなどして公開できるよう所有者と協議していく。また、活用が図りやすいよう標柱や説明板などの整備を進める。
- C) 歴史的建造物のうち指定文化財以外の歴史的に価値の高い建造物については、継続的な調査によって掘り起こし、適宜登録していく。
- D) 地域で伝承されてきた祭礼行事等の伝統文化の継承・発展を図り、一体 的・総合的な保存・活用を推進し、地域の活性化も図っていく。
- E) 伝統工芸などの伝統産業については、広報紙や文化財課で発刊する書籍 で取り扱うなど、興味関心を触発するなどして側面的支援を行っていく。
- F) 地域の文化財愛護ボランティアグループについては、後継者の育成が鍵になっている。補助制度の継続も行いながら新陳代謝が図れるよう積極的に関わっていく。
- A) 指定文化財の保存管理については、今後も修理を含め計画的、継続的に実施していく。その際は、文化財保護法、島根県文化財保護条例、松江市文化財保護条例に基づいた適正な保存管理が図られるよう実施していく。また、松江市以外の所有者が所有する指定文化財の保存管理については、補助事業の実施も含めて、前出の関係法令に基づいて指導助言を行っていく。

例えば、史跡松江城や国宝松江城天守、県指定有形文化財(建造物)興雲閣、市指定文化財(建造物)武家屋敷などについては、NP0法人松江ツーリズム研究会が松江市からの指定管理料により指定管理者として一体管理して

いる。また、宍道町の重要文化財木幡家住宅は、個人がその所有者として管理している。松江市として付属建物の追加指定を支援するなど、木幡家住宅の適切な保存が可能なように指導・助言を行っているが、今後も更に関わりを強くし、適切な保存活用が図られるよう努めていく。

B) 指定文化財の公開と活用については、公開がむずかしいものもあるが、国・県・市指定を問わず、原則公開を基本としている。また、活用が図れるようにそれぞれに標柱・案内板・説明板等を設置しているが、まだ、不十分な箇所もあることや、古くなって読みづらくなったものもあるため、計画的に修復や新設を行い、適切な公開のための環境作りに努めていく。

特に古墳などの史跡は、樹木や雑草が繁茂しないよう、年間計画を立てて草刈りや樹木の伐採及び剪定を実施し、見学や散策などの活用が図れるよう環境整備を行っていく。

- C) 歴史的建造物のうち指定文化財以外の歴史的に価値の高い建造物については、悉皆調査を行い、指定が急務なものや条件が整ったものから、順次指定していくほか、新たな登録制度を創設して、所有者との協働によって適切な保全継承を目指す。
- D) 地域で伝承されてきた祭礼行事等の伝統文化については、用具等の整備に 必要な補助金を検討し、映像記録のない伝統文化については、記録を作成し ていく。
- E) 伝統工芸などの伝統産業については、まだまだ調査不足の感がある。例えば「漆工芸」や「陶芸」など、これらの伝統産業の状況を把握した上で、新たに指定が必要なものについては、指定という方法で保護を行っていく。また、これらの伝統産業は、担い手不足や需要の確保等の課題があるので、「松江市ふるさと文庫」で取り扱うなど、市民の関心が高まるよう側面的支援をしていく。
- F) 地域の文化財愛護ボランティアグループについては、後継者不足の問題を解消するため、親子ボランティア教室などを積極的に開催していく。また、誇りややる気が持てるよう活動内容やグループの状況を広く市の内外に発信したり、顕彰制度を活用していく。

②文化財の修理とその周辺環境の保全に関する具体的な計画

文化財の修理に当たっては、文化庁や県と連携し、必要に応じて専門家の指導・助言を踏まえ真正性を担保し、文化財保護法に基づく現状変更等の手続きを経た上で行う。また、寺社建築や茶室などの修理にあたっては、茅や檜皮など、入手困難な資材も必要になることから、所有者および国や県とも協議しながら年次的な修理計画を検討する。

また、文化財の周辺環境は、多様な要素に囲まれているが人々の生活環境が大きく変わっていく中で、その変化は文化財に大きな影響を与えている。そのため、文化財の価値や魅力が大きく損なわれないよう周辺環境の保全に努めていく。

具体的には、都市計画法や景観法に基づく規制・誘導や、外観修景補助金の拡充など積極的な支援による誘導を効果的に活用するものとする。また、歴史的なまちなみを形成している歴史的建造物のうち、指定文化財以外の歴史的に価値の高い建造物について、実態の把握を行うための悉皆調査を実施するとともに、「松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する基本方針」を策定して、方針に基づき、歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する施策を進める。さらに、道路、河川などについても、景観法に基づく景観重要公共施設に指定するなど文化財と一体となってその価値や魅力を高める整備に努めるものとする。

i)旧城下町エリア

国宝松江城天守耐震対策事業については、平成 23~25 年度に実施した松 江城天守の耐震基礎診断の結果に基づき、平成 25 年度に「松江城天守保存 活用計画」を、平成 29 年度に「国宝松江城天守耐震補強工事基本計画」を 策定した。両計画に基づき、国庫補助事業により耐震補強工事を実施する。 (P183 国宝松江城天守耐震対策事業)

史跡松江城石垣修理事業については、平成5年度に策定した「史跡松江城環境整備指針」に則り、年次計画で毎年実施しているが、指針策定後18年を経過していて、樹木の影響や堀川の水の洗掘で破損が急激に進行した箇所もあるため、平成24年度から4カ年をかけ国庫補助事業により石垣の悉皆調査を実施して、今後の修理方針を再考する予定である。(P175史跡松江城石垣修理事業)また、この事業と歩調を合わせ平成23年度から「史跡松江城環境整備指針」を基に「史跡松江城保存活用計画」や「松江城天守保存活用計画」を策定して、なお一層の一体的活用と保存管理の強化に努めていく。

史跡松江城の中には、興雲閣という県指定の有形文化財(建造物)があるが、この建物は、明治 36 年に松江市工芸品陳列所として建てられた擬洋風建築物である。様々な活用の変遷を経た後、昭和 48 年から平成 22 年度まで「松江郷土館」という名称で、郷土の歴史展示館として大きな役割を果たし親しまれてきた。しかし、平成 23 年春に開館した「松江歴史館」への展示機能統合に伴い、新たな活用が図られることとなり、平成 22 年度に耐震診断、平成 23 年度に保存活用計画策定、平成 24 年度に実施設計、平成 25~27 年度に保存修理を実施した。この保存修理により、近代化遺産の擬洋風建築物として良好な景観を保ちつつ、文化的価値が高められるよう整備し、体験学習施設として、また市民作品の展覧会場や演奏会の会場としても活用できるようになった。(P172 興雲閣保存修理・活用事業)

県指定有形文化財(建造物)明々庵は、松江の茶の湯文化における代表的な茶室の1つである。この建造物は、史跡小泉八雲旧居や市指定文化財(建造物)武家屋敷の近くに位置し、伝統美観保存区域の中の重要な景観形成建造物であるが、進入路が狭小なため目立たず観光ルートから外れやすい状況となっていたことから、これを解消するため、周辺道路を美装化し、見学者

の誘導を図った。(P186 明々庵への「茶の湯の道」整備事業)

一方、明々庵の立地する敷地の法面は、近年地盤の滑動が見られることから、平成24年度以降「基本設計」および「詳細設計」を策定し、平成25年度以降法面対策工事を実施した。(P187明々庵敷地法面対策事業)

市指定文化財(建造物)武家屋敷は、江戸時代中期と推定される建築物で、 景観計画重点区域(伝統美観保存区域)内にあり、城下町松江の風情を醸し 出している。主屋内部には当時の調度品が展示され、江戸時代の中級武士の 暮らしぶりを窺うことができる。しかし、老朽化のために主屋および長屋門 の屋根や柱などに腐食が見られ、修理が必要な状態となっていたため、平成 24年度に実施設計、平成28~30年度にかけて保存修理工事を実施し、明治 期の姿を復原した。併せて内部の展示改修も行い、建物内部に入って観覧す ることができるようにした。(P179武家屋敷保存修理事業)

松江市固有の歴史的風致を形成する上で重要な構成要素となる歴史的建造物のうち、経年劣化などにより修理が必要となる建造物がみられる。重点区域における歴史的風致の維持向上を図るためにその保全・整備が必要となる建造物について、「歴史的風致形成建造物」に指定し、当該建造物の所有者に対して支援を行っていく。(P185 歴史的風致形成建造物維持保全事業)

歴史的建造物のうち、指定文化財以外の歴史的に価値の高い建造物については、築後 50 年以上経過したものが多く、老朽化などにより維持することが難しくなり、取り壊されるケースが増えてきている。このため、平成 27 年度に「松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する基本方針」に基づき、歴史的建造物の登録や所有者と保全契約を結び、支援するなど、歴史的建造物の保全・活用の推進に関し、必要な施策を実施する。(P182 歴史的建造物保全継承事業)

また、城下町の風情を醸し出す重要な要素に堀川がある。この堀川は、城下町が造成されて以来、物流の要としての役割を果たしてきたが、現在もその名残が随所に残されている。堀川沿いの造り酒屋や船着き場として残る「灘」、藩主が船行きする時の係留場に植えられた「舟つきの松」の情景などがそれである。この堀川は、松江城を取り巻くように造られているため、ここに沢山の橋が架かっている。近年、この堀川の風情を楽しもうと、遊覧船が巡っていて、橋の下を潜るのがひとつの名物になっている。資料調査等によって近世の橋を再現(北惣門橋)したものもあるが、現代的に修復されてしまったものもあるため、これらを城下町の風情に合うよう資料から再現し、堀川の歴史的風致をさらに向上させていく。(P178 堀川沿線「八百八橋づくり」整備事業)

舟つきの松は、松江藩松平家7代藩主治郷(不昧公)の奥方が仙台伊達家から輿入れした際に持参した盆栽の松を、家老柳多家が拝領して屋敷の舟着場近くに植えたものと伝えられ、舟着場の目印にもなっていた。「傘松」とも呼ばれる優美な姿と、その歴史的重要性から、市指定文化財に指定されていたが、平成20年の水害で枯死し、伐採されることとなった。しかし自然発

生していた幼木は枯死を免れ、移植して保護されている。

このため、幼木を原位置に戻すとともに、舟着場の遺構整備や散策路、多目的広場を整備して、舟つきの松公園として整備を行う。平成 26 年度から基本計画を策定し、平成 28~29 年度にかけて整備工事を実施する計画である。(P180 舟つきの松公園整備事業)

伝統美観保存区域には、史跡小泉八雲旧居や市指定文化財(建造物)武家屋敷、県指定有形文化財(建造物)明々庵などがある。この区域は、松江城に隣接していることもあり、松江市の観光の最も重要な拠点になっている。この景観は、松江の歴史を語るのになくてはならないものであり、同時に松江市民の財産でもある。平成24年12月には、松江藩松平家の菩提寺である月照寺から清光院、愛宕神社を含む範囲を「清光院下景観形成区域」として追加指定し、さらに平成28年12月には「北殿町惣門橋通り景観形成区域」を、平成30年3月には「石橋一区景観形成区域」を追加指定した。

また、この地域の良好な景観を保全し将来に残すため、住民が景観形成基準に沿って行う建物や塀の修景整備について補助事業として支援していく。 (P191 伝統美観保存区域等修景事業費補助金)

松江城東側に広がる市街地は、江戸時代には侍屋敷が置かれ、城下町の中枢であった。このエリアには江戸時代の道すじの他、堀川や舟つき場など、往時を偲ばせる遺構も多数残っており、まち歩き観光の主要ルートとなっている。しかし、歩道の段差や開渠になった側溝など、歩行者への安全性や城下町としての景観性が損なわれている箇所も見受けられるため、歩道のフラット化や側溝整備等を行い、回遊性を向上させる事業を平成 25~29 年度にかけて実施するとともに(P192 まち歩きルート歩道整備事業)、まち歩きの拠点となっている旧日銀松江支店(カラコロ工房)の中庭に屋根を整備してまち歩きの推進を図った。(P195 カラコロ工房整備事業)

ii) 国府跡周辺エリア

史跡出雲国分寺跡については、昭和 30 年から石田茂作博士による発掘調査が開始されて以来、数回の調査が実施された。松江市では、平成 10 年度から寺域を確定するための調査を続け、それとともに指定地の拡大と用地取得も進めてきた。今後も、平成 22 年度の発掘調査の成果や、これまでの調査成果を平成 26 年度までにとりまとめ、寺域を確定した上で条件の整ったところから用地取得しつつ、立体復元も視野に入れながら史跡整備を実施していく。(P176 史跡出雲国分寺跡整備事業)

また、このエリアには、出雲国造家と縁の深い真名井神社があり、本殿が 県の有形文化財として指定を受けている。この神社に至る参道は、古代条里 制の歴史的景観を構成する重要な要素であるが、アスファルト舗装された一 本道が延々と続いているだけである。この参道を景観に合わせて整備するこ とにより、この地区の歴史的風致はより一層高められると考えられる。(P188 真名井神社線(参道)整備事業)

iii) 美保関エリア

重要文化財美保神社本殿については、平成5年度~7年度までをかけ国庫補助を得て半解体修理を実施した。美保神社には、846点の重要有形民俗文化財を収める収蔵庫があったが、老朽化し雨漏りが発生していたため、あわせて、平成7年度に国庫補助事業でこの施設の改修工事を実施した。

この美保関エリアは、狭小な谷間に立地する門前町であり漁村でもあるが、 集落のいたるところに古い佇まいを残している。未指定の文化財も多く残っ ていて、美保神社本殿の修理以来、文化財に対する関心が高まり、地区住民 の熱心な要望活動などの働きかけにより、日本で初めて現役の灯台が登録有 形文化財に登録されるなど、合わせて9件の登録有形文化財の登録をするこ とができた。この美保関灯台については、付属施設として、灯台吏員の退息 所も登録されているが、隠岐島が望見できるビュッフェとして指定管理によって活用が図られている。この施設は、築後110年が経過しているため、耐 震補強を含む改修工事を行い、文化財的価値の保全と活用時の安全性の向上 を図る計画である。平成22年度に実施設計を行い、その後、改修工事を実 施した。(P173美保関灯台旧吏員退息所整備事業)

また、未指定の歴史的建造物である弁天波止場常夜燈は、明治3年の建設で、永く港の道標として活用されてきた。謂わば地域のシンボル的存在であるが、来待石製で風化も激しいため、平成23年度に解体復元工事を実施した。この港町の風情を保つシンボル的な常夜燈を改修し往時の姿に戻すことにより、歴史的風致の維持向上を図っていく。(P174弁天波止場常夜燈整備事業)

iv) 鹿島エリア

重要文化財佐太神社正中殿、北殿、南殿は、大社造形式の社殿を3棟連立した珍しい形式である。これらの社殿は、文化4年(1807)の造営によるものであるが、前回の修理から30年以上が経過し、屋根の檜皮葺きの剥落や、高欄・縁廻りに腐朽が見られる他、基壇も風化している箇所があるため、保存修理事業を実施した。(P181 佐太神社正中殿ほか2棟建造物保存修理事業)

また、佐太神社の参道については、駐車場との境が無く、祭礼が執り行われる歴史的空間にふさわしくない景観となっている。このため、参道の美装化を行い適切な整備を行った。(P189 佐太神社参道周辺整備事業)

この神社と切り離すことができないのが、重要無形民俗文化財佐陀神能である。佐陀神能は、保存団体により保存活動が続けられている。保存団体は、神社の祭礼で舞うだけでなく広く県内外で公演活動も行っている。行政もこの団体の維持のため、また活発な活動が行えるよう支援を続けていく。

なお、佐陀神能は、平成 23 年 11 月 27 日に国連教育科学文化機関(ユネスコ)政府間委員会で、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されることが決定された。

v) 宍道エリア

宍道町には、重要文化財木幡家住宅が所在している。木幡家は、近世山陰道の要衝の本陣宿として繁栄した。藩主をはじめ多くの文人たちも訪れたため優れた美術工芸品も多く、それらの一部は木幡家住宅で公開展示されている。

木幡家住宅は、平成 21 年度に付属建物が追加指定され、一体管理が可能となった。しかし、ここ数年、特に新蔵・米蔵・三階蔵の経年劣化の進行が顕著となっており、屋根瓦の不陸、葺乱れ、外部壁の漆喰剥離等がみられることから、修理が必要な状況になっている。このため、平成 31 年度から、新蔵・米蔵・三階蔵の保存修理工事を実施し、近世山陰道沿線に見られる歴史的風致の維持向上を図っていく。(P184 木幡家住宅新蔵ほか 2 棟保存修理事業)

また、この木幡家住宅が立地する近世山陰道沿線は、交通の要衝として繁栄を見せただけではなく氷川神社を中心とする祭礼行事が行われた道でもある。これらの道の中で、未整備の小路で歴史的まちなみにふさわしい部分について美装化舗装を実施し風情ある町並みにしていく。(P190 宿場町周辺の歴史的小路整備事業)

③文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内には、2館の博物館相当施設および類似施設がある。1つは、「松江郷土館」で、この施設は主に近世の民俗資料を中心として企画展や特別展を開催してきた。しかし、「松江歴史館」が平成23年3月に開館するのに合わせて展示機能は松江歴史館に移された。松江歴史館は、近世松江城下町にスポットを当て、城下町遺跡の出土遺物や遺構、これまで継続的に実施されてきた文書調査の成果を展示する施設である。今後、城下町遺跡の調査は継続して行われる予定であるので、益々、資料は増加するが、これらの資料は適切に保存し、適宜企画展示していく。

また、松江歴史館の隣接地には、360年の歴史を持つホーランエンヤの魅力を広く内外に伝え、祭礼の継承にも効果を狙うため「伝承」・「啓発」・「観光」を基本コンセプトにした記念館施設(伝承館)の整備を平成24年度に実施した。(P193ホーランエンヤ伝承館整備事業)

その他、全市的に「まち歩き観光」を推進していくために、各地区で作成されるまち歩きルートを説明板としても設置し、さらに、地名・町(丁)名の由来がわかる案内板も設置して、観光客や市民がテーマを持って歩けるような魅力ある仕掛けを行っていく。(P194 歴史・文化のまちあるき案内板設置事業)

④文化財の防災に関する具体的な計画

指定文化財(建造物)については、引き続き消防設備の設置や修理、定期

点検のために財政支援を行っていく。具体的には平成 23 年度に国宝神魂神 社本殿を火災から守るため、国庫補助事業により、消防設備の改修を行った。 (P177 神魂神社防災施設改修事業)

また、火災などによる被害を最小限に止めるためには、周辺住民の協力も不可欠である。例えば、重要文化財美保神社本殿は、寛政 12 年(1800)に火災で本殿が焼失したことの反省から、自衛消防団を結成し消防訓練を実施し、消防機器をスムーズに使用できる体制を整えている。これに習い、神魂神社でも平成 23 年度、消防設備の改修に合わせて自衛消防団の立ち上げを行い、地域の文化財は、地域で守るという意識の醸成が図られている。

さらに、国府跡周辺エリアに存在する文化財を所有する神社に対しても、 氏子組織等による自衛組織の結成について、それぞれの神社に検討を要望し ている。

また、文化財防火パトロールを実施し、市職員と消防署署員がともに現地を訪れて防火点検を行い、不備な点の改善を指導するとともに、地元消防団、自主消防隊などによる防火、放水訓練も実施している。今後は、指定文化財に加えて歴史的風致形成建造物についても、これらの必要な防災対策を順次とっていく。

さらに、近年頻発する文化財の盗難事件を防止するため、所有者に機械警備システムの導入を指導したり、文化財所在マップを作成し、警察署と連携の上、巡回を実施するなど防犯対策にも努めていく。

⑤文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

松江市では、松江の歴史文化を物語る貴重な歴史史料を、悉皆的かつ専門的に調査、記録するために、平成 20 年度から「松江市史」の編纂事業に取り組んでおり、平成 31 年度までに史料編 11 巻、通史編 5 巻、別編 2 巻を出版する。(P198 松江市史編纂事業)

さらに歴史史料の悉皆調査の進捗に合わせて「松江市歴史史料集」や「松江市歴史叢書」、また、市民向けに松江の歴史を分かり易く解説するための「松江市ふるさと文庫」を出版する。(P199 松江市ふるさと文庫等製作事業)

平成 22 年度から実施中の「わがまち自慢発掘プロジェクト」は、周知の文化財だけでなく、地域で大切にされている「お宝」をマップ上に記載し、それをまち歩きのパンフレットとして活用するもので、地域の歴史を住民が理解した上で、住民主役の歴史を活かした町づくりに繋げていく事業である。完成したマップは、観光案内所や地域の公民館に配布し、文化財の普及・啓発に繋げていく。(P197 わがまち自慢発掘プロジェクト事業)

埋蔵文化財の発掘調査によって得られた成果のうち、貴重なものについては、講演会や研究会、シンポジウムなどを開催し、市民の理解や関心の場を創り出していく。さらに、発掘調査によって得られた遺構や遺物は、遺跡見学会を開催するなど市民に周知し、地域の歴史文化の理解に資するとともに、出土考古資料の適切な保存管理を行う。

教育委員会では平成 28 年度より市内の小学 6 年生を対象に、国宝指定された松江城天守の歴史的価値や魅力を理解し、郷土愛を育む事業として「松江城授業プロジェクト」に取り組んでいる。本事業は学校単位で松江城、松江歴史館及び松江ホーランエンヤ伝承館の見学を行い、学芸員による説明を通じて天守や城下町の特徴、当時の暮らしについて学習する。(P201 松江城授業プロジェクト)

平成 30 年は松江に茶の湯文化を広めた松江藩松平家 7 代藩主治郷(不昧公)の没後 200 年の節目の年である。不昧公の足跡と歴史的価値の顕彰を行い、遺徳を偲ぶとともに、茶の湯文化の更なる隆盛を目指して、不昧公にまつわる文化事業を広く構築し、その価値を発信して、文化振興や観光振興などに繋がる記念事業を実施する。(P200 松平不昧公 200 年祭記念事業)

⑥埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内にある埋蔵文化財包蔵地についても、市域全体における方針と同様の対応を行う。特に、近世の遺跡についても発掘調査の対象として取り扱うこととし、公共事業による開発だけではなく、民間開発でも条件によっては、発掘調査の対象にできるよう「城下町遺跡発掘調査基準」を策定していく。平成 24 年度、関係各部で構成する内部検討委員会を立ち上げ「第一回城下町遺跡発掘調査基準内部検討会」を開催した。その後、平成 27 年度には島根県が「開発事業に伴う埋蔵文化財の取り扱いにかかる判断基準」を見直し、「埋蔵文化財として取り扱う範囲」に近世の城下町を加えるなどの改定を行った。現在はこれに基づいて開発協議を行っているが、今後も、県教育委員会とも連携しながらその取扱いについて検討し、開発者や住民の理解を求めていく。

⑦文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO 等各種団体の状況及び今後 の体制整備の具体的計画

松江市には、多くの文化財愛護グループやボランティアグループがあるが、これらのグループの課題は、高齢化が進んでいて、世代交代が図られていないところにあり、このことについては行政の更に強い側面的支援を行っていく。その手段の一つとして、松江市の公民館で実施されている各種地域づくり、人づくりの講座や活動の中に親子ボランティア教室などを位置づけながら、地域の文化財は地域で守るという文化財愛護の機運を醸成していく。また、これらの活動を誇りとやる気を持って継続できるよう、広く内外に周知する他、顕彰の場を設けるなどして活動を積極的に支援していく。

さらに地域の歴史と文化を活かした町づくりを進める上では、こうした団体と連携して、一体的に推進してゆく。(P196 松江・歴史文化まちづくり推進事業)

文化財愛護グループやボランティアグループには、以下のグループがある。

グループ名	活 動 内 容	参加者数	活動場所
出雲国まほろ	史跡出雲国府跡、史跡出雲国分	40名	史跡出雲国府跡、史跡
ばガイドの会	寺跡などのガイド		出雲国分寺跡など
大庭熟年会	史跡大庭鶏塚の清掃、除草	30名	史跡大庭鶏塚
田和山サポー	史跡田和山遺跡のガイドやイベ	98名	史跡田和山遺跡
トクラブ	ントの開催		